

令和6年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和6年7月11日（木）午後2時30分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三枝子

10番 田 口 忠

4. 出席事務局職員

局 長 大 井 一 郎

次長補佐 鈴 木 光 一

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第 1 号 農地法第 3 条について

議案第 2 号 農地法第 5 条について

議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条（届出）について

報告第 2 号 農地法第 5 条（届出）について

報告第 3 号 我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正について

報告第 4 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 5 号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

報告第 6 号 生産緑地のあっせんについて

三須清一会長 ただいまから令和6年第7回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

1番 正木 善昭委員

2番 大井 栄一委員によろしく願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」1件、議案第2号「農地法第5条について」1件、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」所有権移転1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条について」、次のとおり許可申請があったので、審議を求める。

提出日 令和6年7月11日 我孫子市農業委員会会長 三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,028平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約950メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の4ページをご覧ください。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

現在耕作している田に隣接しており、耕作しやすくするため所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、自作地のみ0.54ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間150日、妻が20日です。

トラクター、土掛け機等を揃えております。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条について」、次のとおり許可申請があったので、審議を求めます。

提出日 令和6年7月11日、我孫子市農業委員会会長 三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料は7ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は595平方メートルの使用貸借権を設定するものです。

転用目的は、ドッグラン及び利用者用の駐車場の一部になります。

所在地は〇〇〇〇〇の北側約1,000メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の8ページをご覧ください。

申請人は、申請地の北側隣接地に居住しており、事業計画書では、近隣に居住している犬を飼っている人たちから、近くにドッグランが無いと、遠方のドッグランまで連れて行っているとの声を聞き、本事業の需要はあると考え、本申請地を選定しました。

犬を遊ばせるためのドッグランエリアは、整地し芝を張り、利用者用の駐車場はアスファルト舗装します。

犬を洗うための洗い場を2ヶ所設置し、浄化槽を新設し南側道路の管へ排水し、雨水は自然浸透とします。

また、資力については、全額自己資金で賄う予定で、銀行の残高証明書で確認しています。事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第2号についての調査結果を報告します。

第1調査会で渡人及び受人立会いの下、現地調査を行い審議をいたしました。

現地調査では、平坦地で盛り土、切土もなく、雨水は敷地内浸透処理し、隣接する農地はないことを確認いたしました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号「農地法第5条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」審議します。

なお、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」、次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)を決定するため審議を求める。

提出日 令和6年7月11日 我孫子市農業委員会会長 三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は25ページです。

農用地利用集積計画(案)の申請件数は、所有権移転1件です。

所有権を移転する農地は、○○字○○地先の地目田1筆、面積は2,932平方メートルです。受人は○○の農業者で、渡人は○○の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第3号について、調査結果を報告いたします。

所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約48ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、父も280日、母が300日です。

トラクター、田植え機、コンバイン等を揃えております。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっています。先ほど申したとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

（○委員退出確認）

ただいまの議案第3号について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することとしまし

た。○委員を入室させてください。

(入室・着席を確認)

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は第1号から6号までの6件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。

届出事由は、長屋住宅1件です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、10件受理しました。

届出事由は、住宅が10件です。

報告第3号は「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」です。改正理由は、令和4年5月27日法律第56号（令和5年4月1日施行）農地法の一部改正により、条ずれを整理するため改正するものです。

報告第4号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。届出事由は、相続です。

報告第5号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」で、1件受理しました。あっせんの状況は買受希望です。

報告第6号は「生産緑地のあっせんについて」で、1件受理しました。

当該案件は、令和6年5月総会において生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました○○○字○○○○○番○の1筆、面積は414平方メートルで、所有者は○○○の○○○○さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、我孫子市長より、市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は資料、報告第 6 号のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。

案内図は、資料の報告第 6 号の裏面になります。

買取価格については買取希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取価格を設定することとなります。

お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取を希望する農業者がいましたら 7 月 26 日の金曜日までに事務局までご連絡ください。

よろしく願いいたします。

以上です。

三須清一会長 報告第 1 号から 6 号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、令和 6 年第 7 回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。